

## ○本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、本町への移住・定住を促進し、人口の増加による町の活性化を図るため、移住希望者の生活体験及び移住準備に供する施設として、本山町お試し滞在住宅（以下「お試し滞在住宅」という。）の管理及び利用に関して必要な要綱を定めるものとする。

### (名称及び位置等)

**第2条** お試し滞在住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。

名称	位置	戸数
上街お試し滞在住宅	本山町本山386番地6	1戸

### (使用の許可及び制限等)

**第3条** お試し滞在住宅を使用する者（以下「使用者」という）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は、お試し滞在住宅の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。
- 3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
  - (1) お試し滞在住宅における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) お試し滞在住宅及び付属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、使用させることがお試し滞在住宅の管理上支障があると認められるとき。

### (使用者の資格)

**第4条** お試し滞在住宅を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に規定する者は使用できない。

- (1) 現に町外に住所を有する者で、町内へ移住を希望している者
- (2) その他町長が特に必要と認める者

### (使用期間)

**第5条** お試し滞在住宅の使用期間は、原則として3ヶ月以内とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 使用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

### (使用申請及び許可等)

**第6条** 使用者は、使用開始日の7日前までに本山町お試し滞在住宅使用申請書（別記第1号

様式)を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない

- 2 町長は、前項の規定によるお試し滞在住宅使用の申請があったときは、内容を審査して使用に問題がないと認めたときは、使用者に対し、本山町お試し滞在住宅使用許可書(別記第2号様式。以下「許可書」という。)により通知するものとする。

(使用料)

**第7条** お試し滞在住宅の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用者は、前条の規定による許可証の交付を受けたときは、前項に基づく使用料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 前納した使用料は、返還しないものとする。
- 4 使用料には、お試し滞在住宅の使用に伴う電化製品等使用料及び光熱水費を含むものとする。ただし、寝具は含まれないものとする。

(使用者の義務)

**第8条** 使用者は、次の各号を遵守するとともに許可の条件及び町長の指示に従い、常に善良な使用者としての注意を払わなければならない。

- (1) 使用者は、お試し滞在住宅及び付属設備等を清潔に保ち、使用後は原状に復して返還すること。
- (2) その他町長の指示に従うこと。

(禁止行為)

**第9条** 使用者は、お試し滞在住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犬や猫などのペットを飼育すること。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為をすること。
- (3) お試し滞在住宅の改修又は増築を行うこと。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) お試し滞在住宅の全部又は一部を第三者に転貸すること。
- (6) その他お試し滞在住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(損害賠償)

**第10条** 使用者は、自己の責めに帰すべき理由によりお試し滞在住宅及び付属設備等を損傷又は滅失したときは、速やかに報告をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

お試し滞在住宅利用期間及び使用料

1週間以内	10,000円
2週間以内	20,000円
3週間以内	30,000円
1ヶ月以内	35,000円

別記第1号様式 (第6条関係)

本山町お試し滞在住宅使用申請書

年 月 日

本山町長 様

住 所  
申請者 ふり 氏 がな 名  
電話番号

お試し滞在住宅を使用したいので、本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する要綱第6条の規定により申請します。

お試し滞在施設名				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
使用者の氏名	続柄	生年月日	性別	備考
	本人	・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
使用の目的				
備 考				

添付書類：申請者の住所を確認できる書類の写し

別記第2号様式（第6条関係）

本山町お試し滞在住宅使用申請書

年 月 日

様

本山町長

印

本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する要綱第6条の規定により、次のとおりお試し滞在住宅の使用を許可します。

お試し滞在住宅所在地	
お試し滞在住宅名	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用人員	人
使用料	円
備 考	<p>許可の条件</p> <p>利用者は次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理意識を追って利用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用料は、別に発行する納入通知書により納付すること。</li> <li>2 お試し滞在施設及び付属設備等を清潔に保ち、使用後は原状に復して返還すること。</li> <li>3 お試し滞在住宅の改修又は増築をしないこと。</li> <li>4 土地の形質を変更しないこと。</li> <li>5 住宅の全部または一部を転貸しないこと。</li> <li>6 人身等に危険の恐れがあり、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。</li> <li>7 その他職員が指示する事項</li> </ol>